沖縄戦等による戦没者の尊厳を守るための条例案(要綱)

2024年1月1日

戦没者遺骨混入土砂を埋立に使わせない条例研究会

前文

沖縄は、先の大戦において苛烈な地上戦の場となり、軍部の「軍官民共生共死」の方針のもと、住民が戦闘に巻き込まれ四人に一人が亡くなった。また、出身地や国籍を問わず軍民総計で二十数万人が戦死したとされている。この歴史的事実に関する私たちの敬虔な自覚と遺族等の心情によって戦没者の尊厳を守ることは、沖縄の使命であり責任である。

そもそも戦争責任は国にある。しかし、これまで県は戦没者の遺骨を収集し「慰霊の日」の制定と「沖縄全戦没者追悼式」の実施、「平和の礎」と「県平和祈念資料館」の建設、「沖縄戦跡国定公園」の整備、「沖縄平和賞」の創設、米軍基地の整理縮小、辺野古新基地建設の反対運動など、慰霊・追悼とともに平和行政に努めてきた。なぜなら、住民の生命を守ることが県本来の責務だからである。そのうえ、県民は戦没者への哀悼の念が強く、非戦の決意と非軍事化への意思もまた固いからである。

戦後生まれの人口が9割を超え戦争体験者と遺族が高齢化する中で、記憶の風化が進んでいる。また、南部激戦地の遺骨混入土砂が軍事基地の埋立に利用されようとしている。このような現実の中で、戦没者の尊厳を再認識し、将来世代に戦争の悲惨な事実を伝え平和創造のために努めることを改めてここに誓い、この条例を制定する。

I. 定 義

- (1)「戦没者」とは、国籍を問わず沖縄戦で亡くなったすべての人々とする。ただし、本県出身者については、満州事変に始まる15年戦争の期間中に県内外において戦争が原因で死亡した者を含む。
- (2)「沖縄戦」の期間は、米軍が慶良間諸島に上陸した1945年3月26日から、第28軍司令官が米空軍嘉手納飛行場で沖縄戦の降伏文書に調印した同年9月7日までとする。

Ⅱ. 基本理念

住民の生命を守ることは地方公共団体の存在理由であり、県の基本的責務であることに鑑み、県は沖縄戦の歴史的事実を踏まえ、非戦と非軍事化の県民意思に基づき、慰霊・追悼と平和創造に努めることによって戦没者の尊厳を守ることとする。

III. 目的

この条例は、前条の基本理念のもとに、県、県知事および県民の責務、ならびに県の主要な施策を定めることによって、戦没者の尊厳を守ることを目的とする。

IV. 県の責務

県は、主要な施策の概要を定め、県民をはじめ国、市町村その他関係機 関と協力してこれを実施する。

V. 県知事の責務

県知事は、この条例ならびに「慰霊の日を定める県条例」および「平和の礎」の精神に基づき具体的施策を定め、実施する。

VI. 県民の責務

県民は、この条例について理解を深めるよう努めるとともに、県および 市町村の実施する施策に協力する。

VII. 主要な施策の概要

- (1) 県は、戦争遺跡を保存・活用するため主要な戦争遺跡を史跡に指定するとともに、市町村による指定を援助する。
- (2) 県は、前項を推進するため、地権者に協力を求めるとともに、補償および土地の買上げを進める。
- (3) 沖縄戦跡国定公園は、戦争遺跡群として優先的に整備する。
- (4) 県は、遺骨収集と遺族確認および細片遺骨の現場安置に努める。
- (5) 県は、沖縄戦の歴史的事実と教訓を継承するとともに、平和学習などを通じてこの条例に関する理解を広める。
- (6) 財源の確保:この条例に必要な財源は国に求めることとし、補填が必要な場合は、クラウド・ファンディングなどの寄付を活用する。
- (7) 諸外国との協働:東アジア諸国出身の戦没者について、県は当該国 と日本の協働によって慰霊・追悼を行うよう関係者に働きかける。